

## 福島県立宮下病院ボイラー運転管理等業務仕様書

委託業務の場所 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻 1 1 5 0 番地  
福島県立宮下病院

### 1 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### 2 従事時間

#### (1) 夏季期間 (5～10月)

平日 8:30～17:15

#### (2) 冬季期間 (4月、11～3月)

平日・土曜日・日曜日・祝日・年末年始 7:00～18:00

### 3 ボイラー運転管理業務

#### (1) ボイラーの仕様

- ① 種類 鋳鉄製組合式 (蒸気)
- ② 最高仕様圧力 0.098MPa (1.0kg/m<sup>2</sup>)
- ③ 電熱面積 6.77 m<sup>2</sup>
- ④ 燃料 A重油
- ⑤ 型式 昭和 SAD-505SA20
- ⑥ バーナ型式 YL-70H (燃料消費量 44.9L/h)
- ⑦ 製造年月 1999年8月
- ⑧ 台数 2台

#### (2) ボイラーの運転

実施時期	夏季期間 (5～10月)	冬季期間 (4月、11～3月)
実施時間	平日	運転なし 7:00～18:00
	土日祝祭日	運転なし 7:00～18:00
	年末年始	運転なし 7:00～18:00
備考	気候の急激な変化等予期しない事情の変更があった場合に、上記運転期間及び運転時間を相当の期間にわたり甲が変更する必要があると認めた場合には、上記運転期間及び運転時間を甲乙協議のうえ変更できるものとし、当該部分の委託料は別途協議する。	

#### (3) 法定技術員の配置

- ① 乙は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」(以下「ボイラー等安全規則」という。)の規定によるボイラー取扱作業主任者その他必要な技術員(以下「技術員」という。)

を配置する。

- ② 技術員は、「ボイラー等安全規則」の関係規定を遵守し、関係設備の安全管理に留意する。

#### 4 危険物取扱業務

- (1) 対象の設備 重油タンク（地下式 10,000 L）
- (2) 業務の内容 重油タンクの管理・点検

#### 5 自家用電気工作物保守業務

- (1) 対象自家用電気工作物

需 要 設 備	容量	4 3 1 k V A	電 圧	6 , 6 0 0 V
非常用予備発電装置	容量	4 0 k V A	電 圧	1 0 0 V
使 用 月	月	通年		

- (2) 業務の内容

- ① 月次点検（需要設備 月 1 回）の実施。  
（年次点検は除く。）
- ② 経済産業省令に適合しない事項があるときの、必要な指導・助言。
- ③ 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し再発防止につとめるべき措置を指導または助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第 1 0 6 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- ④ 電気事業法第 1 0 7 条第 2 項に規定する立入検査の立合い。

#### 6 庁舎管理業務

- (1) 対象建物

- ① 延床面積 2039.82 m<sup>2</sup>
- ② 構 造 R C 造
- ③ 階 数 地上 2 階、地下 1 階
- ④ 建築年月 昭和 4 4 年 1 1 月

- (2) 業務の内容

乙は、庁舎の安全管理として、次の業務を行う。

- ① 冷暖房設備、給湯給排水設備及び電気設備等の管理。
- ② 官公庁の検査等に際しての甲の求めによる立合い。
- ③ 修理、改良工事に際しての甲の求めによる立合い。
- ④ 定期的に院内を巡回し、庁舎内の施設・設備の状況を点検する。点検の結果、故障・異常等を発見したときは、その内容を甲に報告し、修理可能なものについては、

甲の了解のもとに修理する。

#### 7 業務従事者の資格等の要件

委託する業務を行うため、次の資格を有する業務従事者を配置するものとする。

- (1) 労働安全衛生法によるボイラー技士（2級若しくは、1級又は特級）の免許を有する者。
- (2) 電気事業法による電気主任技術者（第1種、第2種又は第3種）若しくは、認定電気工事従事者の免許を有する者。
- (3) 消防法による危険物取扱者（甲種又は乙種4類）の免許を有する者が、「危険物保安監督者」を選任すること。
- (4) 宮下病院から1時間以内の地に居住していること。

#### 8 業務に関する報告等

乙は、業務の実施にあたり、定期的に甲に以下の報告・連絡を行う。

- ① ボイラー運転・管理報告
- ② 冷暖房の管理点検
- ③ 庁舎内の施設・管理の点検報告
- ④ 日常点検により発見した故障箇所・要修繕箇所の報告及び意見の具申
- ⑤ 関係官公庁等への諸届け出
- ⑥ 事故の発生及び非常時における連絡等
- ⑦ 電気設備点検報告

#### 9 緊急時の対応

乙は、ボイラー設備、冷暖房設備、給湯給排水設備及び電気設備等に緊急事態が発生した際に、1時間以内に対応できる体制を整えること。

#### 10 その他

この契約に関して、疑義等が生じた場合には、福島県立宮下病院と協議のうえ決定すること。